

## 公益通報（修正案）

### 【条例素案（修正案）】

（公益通報）

第〇条 市長は、市政の適法かつ公正な運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるものとする。